

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

山形県選挙管理委員会

## 告示番号：1



最高裁判所判事  
尾島 明  
あきら  
昭和三十三年九月一日生

### 略歴

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コーネル大学ロースクール(L.M.)を卒業。  
昭和六〇年 四月 判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。  
平成 七年 四月 判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事(部総括)、最高裁上席調査官を務める。

二八年 二月 静岡地裁所長  
二九年 一月 東京高裁判事(部総括)  
三〇年 一月 最高裁首席調査官  
令和 三年 七月 大阪高裁所長  
四年 七月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 令和五年一月二五日 大法廷判決  
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法一四一条に違反しない(多数意見)  
二 令和五年三月二四日 第二小法廷判決  
自室で出産し、死亡したえい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くとした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない(全員一致)  
三 令和五年一月一八日 大法廷判決  
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。  
四 令和五年一月二五日 大法廷決定  
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三一条一項四号の規定は憲法三三一条に違反する(多数意見)  
五 令和五年一月一七日 第二小法廷判決  
劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である(全員一致・裁判長)  
六 令和五年二月一五日 第二小法廷判決  
国民年金法等による高齢年金を減額する法律は、憲法二五一条、二九一条に違反しない(全員一致・補足意見付加・裁判長)  
七 令和六年六月二日 第二小法廷判決  
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる(全員一致・補足意見付加・裁判長)  
八 令和六年七月三日 大法廷判決  
旧優生保護法中の優生規定は憲法一三一条及び一四一条に違反し、その立法行為は国家賠償法一一条一項の適用上違法である(全員一致)。

2 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない(全員一致)。  
裁判官としての心構え  
事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することとされています。

## 告示番号：2



最高裁判所判事  
宮川 美津子  
みやがわ みつこ  
昭和三十五年二月二日生

### 略歴

愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校、豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。  
昭和五九年 四月 司法修習生  
六一年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)  
平成 五年 六月 ハーパー・ロースクール修了(L.L.M.)  
六年 三月 ニューヨーク州弁護士資格取得  
七年 四月 TMI総合法律事務所パートナー  
経済産業省産業構造審議会臨時委員・同知的財産政策部(現 知的財産分科会) 委員  
一四年 七月 慶應義塾大学法科大学院講師  
一七年 四月 文部科学省文化審議会著作権分科会委員  
一九年 二月 日本商標協会理事(令和五年五月副会長)  
同 年 五月 内閣府知的財産戦略本部有識者本部員  
二五年 三月 エステー株式会社社外取締役  
二七年 六月 パナソニック株式会社社外監査役  
二八年 六月 財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科会委員  
二九年 四月 公益社団法人日本仲裁人協会理事  
三〇年 三月 平成三二年度「知財功労賞」(経済産業大臣表彰)  
三一年 四月 三菱自動車工業株式会社社外取締役  
令和 元年 六月 日弁連知的財産センター委員長  
二年 七月 一般社団法人日本国際紛争解決センター理事  
三年 一月 東京地方裁判所民事調停委員  
五年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 令和六年七月三日 大法廷判決  
優生保護法中のいわゆる優生規定は、憲法一三一条及び一四一条一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一一条一項の適用上違法の評価を受ける。不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法(平成二九年法律第四四号)による改正前のもの(七二四条後段)の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないことと判断することができ、同条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとした(全員一致)。  
二 令和六年七月一日 第一小法廷判決  
宗教法人とその信者との間で締結された念書により、当該信者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においては、このような不起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断し、さらに、宗教法人の信者による宗教法人の勧誘行為が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽くさなかった違法があると判断して原判決を破棄し、宗教法人らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるために本件を原審に差し戻した(全員一致)。

裁判官としての心構え  
昨年一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを日々実感しながら、職務に邁進しております。これらも、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであることを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正で妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の多様性に貢献できるよう努めてまいります。

## 告示番号：3



最高裁判所所長官  
今崎 幸彦  
いま さき ゆき ひこ  
昭和三十一年一月一〇日生

### 略歴

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。  
昭和五六年 四月 司法修習生  
五八年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁判事局、外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリピン日本国大使館、京都地裁、最高裁(調査官)に勤務。  
平成 七年 五月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁判事局課長、東京高裁判事、司法研修所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事(部総括)を務める。  
二五年 一月 最高裁判事局長兼図書館長  
二七年 三月 水戸地裁所長  
二八年 四月 最高裁事務総長  
令和 元年 九月 東京高裁所長  
四年 六月 最高裁判所判事  
六年 八月 最高裁判所所長官

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 令和五年一月二五日 大法廷判決  
令和三年一月三一日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法(令和四年法律第九号)による改正前のもの(一三一条一項別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったというところは、同規定が憲法一四一条一項等に違反するものというところではないとした(多数意見)。  
二 令和五年七月一日 第三小法廷判決  
生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている国家公務員が、職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められた(全員一致・補足意見付加・裁判長)。  
三 令和五年一月一八日 大法廷判決  
令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四一条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていないものというところはできないとした(多数意見)。

四 令和五年一月二五日 大法廷決定  
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三一条一項四号は憲法三三一条に違反し無効であるとした(多数意見)。  
五 令和六年七月三日 大法廷判決  
優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三一条及び一四一条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一一条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠償請求権が民法(平成二九年法律第四四号)による改正前のもの(七二四条後段)の除斥期間の経過により消滅したものとすることが信義則に反し許されないとした(全員一致)。  
六 令和六年七月一日 第三小法廷判決  
不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」として与えたものに当たるとした(全員一致・補足意見付加)。  
裁判官としての心構え  
当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。  
裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。  
裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

令和6年10月27日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

山形県選挙管理委員会

## 告示番号：4



最高裁判所判事  
ひら き まさ ひろ  
**平木正洋**  
昭和三十六年四月三日生

略歴

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野区立江原小学校、札幌市立幌西小学校、札幌市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東京学芸大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和六〇年 四月 司法修習生  
六二年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、外務省北米局  
北米第二課、在アメリカ合衆国日本国大使館、  
東京地裁、佐賀地家裁判事、最高裁判  
判事任官 以後、佐賀地家裁判事、最高裁判  
判事、東京地裁判事、最高裁判事局長兼図書館長  
東京地裁判事、最高裁判事局長兼図書館長  
裁判事(部総括)を務める。

平成一一年 五月 最高裁判事局長兼図書館長  
二七年 三月 前橋地裁所長  
三〇年 一月 東京地裁所長  
三一年 四月 東京地裁所長(部総括)  
令和 三年一〇月 東京地裁所長  
五年 四月 大阪地裁所長  
六年 八月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものではありません。  
裁判官としての心構え  
高裁や地裁の裁判官を務める中で大切であると思ってきたことが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け証拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、その職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から、一つの事件に誠実に向き合いたいと考えています。二つ目は、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもちて事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。  
これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判を担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しました。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、裁判官という法律の専門知識や経験と、裁判員という法律家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとおりであると実感できました。

座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからといって、必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していきたいと考えています。

## 告示番号：5



最高裁判所判事  
いし かね きみ ひろ  
**石兼公博**  
昭和三十三年一月四日生

略歴

山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。  
昭和五六年 四月 外務省入省  
平成 八年 六月 在フランス日本国大使館一等書記官、後に同  
参事官  
一〇年 九月 総合外交政策局科学原子力課国際科学協力  
室長  
一一年 八月 中近東アフリカ局アフリカ第一課長  
一五年 八月 経済協力局有償資金協力課長  
一六年 八月 在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、後に  
同公使

一九年 九月 国際協力局政策課長 内閣総理大臣秘書官  
二〇年 九月 大臣官房総務課長  
二二年 七月 大臣官房参事官  
二三年 九月 大臣官房参事官  
二四年 一月 特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府  
代表部在勤  
二六年 一月 国際協力局長  
二七年一〇月 アジア大洋州局長  
二八年 六月 総合外交政策局長  
二九年 九月 特命全権大使カナダ国駐劄兼国際民間航空機  
四日本政府代表部在勤  
令和 元年一〇月 特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤  
六年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
令和六年七月三日 大法廷判決  
優生保護法中のいわゆる優生規定(同法三条一項一から三号  
まで、一〇条及び一三条二項)は、憲法一三条及び一四条一項に  
違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条一  
項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、本件各事件におい  
て、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法(平成二九  
年法律第四号による改正前のもの)七二四条後段の除斥期間の  
経過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の  
理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し  
権利の濫用として許されないとした(全員一致)。

裁判官としての心構え  
裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考えています。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けながら、個別具体的な案件に真摯に取り組んでいきたいと思っています。

## 告示番号：6



最高裁判所判事  
なか むら まこと  
**中村 慎**  
昭和三十六年九月二日生

略歴

大阪府大阪市生まれ。大阪教育大学附属池田小学校、同池田中学校、同高等学校池田校舎を経て、京都大学法学部を卒業。  
昭和六一年 四月 司法修習生  
昭和六三年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁人事局、  
外務省条約局、外務省総合外交政策局国連政  
策課国際平和協力室、国際連合日本政府代表  
部、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁  
裁判所調査官、最高裁総務局長、東京高裁  
判事、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報  
課長を務める。

平成二四年一二月 東京地裁判事(部総括)  
平成二五年 九月 最高裁総務局長  
平成三〇年 九月 水戸地裁所長  
令和 元年 九月 最高裁事務局長  
令和 四年 六月 東京高裁所長  
令和 六年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判  
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものではありません。  
裁判官としての心構え  
憲法と法律によって最高裁に与えられた権限と責任は、非常に重いものがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとその判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思いを致し、司法、裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと考えています。  
これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専ら民事裁判を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、証拠関係等を丁寧に検討することを大事にし、核心となる争点ごとにありか、その事案で最も望ましい解決は何かという点に悩み、考え抜いて決断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じてきました。最高裁判事に就任してから、まだ日が浅いため、関与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまでの地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最高裁判所の仕事の中でも貫いて、個々の裁判に取り組んでいきたいと思っています。

近時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展とグローバル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思います。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式に基盤を有するものです。法の解釈に当たっては、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえつつ、現在における意見の分布や諸外国の状況といった、水平面での検討だけではなく、時間の流れという、いわば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、考察・判断していくことが重要だと思います。独善に陥ることなく、より良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨として、課せられた責任を果たしていきたいと考えています。